

# 農外企業と集落営農組織との補完関係に関する分析 ——水田農業の生産過程に着目した事例研究——

古 田 恒 平

(明治大学大学院農学研究科博士後期課程)

## 目 次

1. はじめに
2. 企業参入の概要と課題の設定
  - 1) 企業参入に関する背景と視点
  - 2) 企業参入の現状と先行研究
  - 3) 課題の設定と調査方法
3. 調査対象地域と参入企業の概要
  - 1) 地域農業の概要
  - 2) 企業の経営展開
    - (1) 経営の概要
    - (2) 農地の集積
    - (3) 労働力と機械
4. 企業と周囲の担い手との連携および行政の役割
  - 1) 農繁期の労働力に関する集落営農組織Aとの連携
  - 2) 大豆収穫機械に関する集落営農組織Bとの連携
  - 3) 担い手の連携に関する行政の役割
5. 考察

## 1. はじめに

本稿の目的は、農外から参入した企業による農業経営が、周囲の経営体とどのような関係性、とりわけ補完、連携関係を有するのか、そして地域農業の維持、発展においてどのような役割を演じうるのかを、事例調査に基づき考察することである。

「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」による規制緩和以降、特に「農

地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）」（以下、農地法改正）によって、農外企業（以下、企業）による土地利用型農業への参入が増加している。農業生産法人（現・農地所有適格法人）ではない株式会社による参入数を確認すると、2003年から2009年までの参入数が249、2009年の農地法改正以降2017年12月末時点までの参入数が1,665となっており、その存在が地域農業に及ぼす影響は注目を集めている。

他方、担い手不足の深刻化と全体の経営耕地面積の減少を伴いつつも、既存の少数の担い手経営へ農地集積は進行しており、経営耕地面積10ha以上の農業経営体だけで都府県の経営耕地面積全体の約27%を占めるに至っている（2015年農林業センサス）。

以上のことから、増加する企業と周囲の担い手経営がいかに連携を図り、相互に経営を補完していくことができるのかを分析した研究が、地域農業の将来を考えるうえで重要性を増しているといえる。

## 2. 企業参入の概要と課題の設定

### 1) 企業参入に関する背景と視点

「農地法（昭和27年法律第229号）」の制定以降、耕作者すなわち農業労働を実際に行う者とその共同体的性格をもつとされる「農業生産法人」のみが農地の購入や借り入れの権利を有するとされたことで、農業を営むことのできる主体が規制されてきた。しかし、その後の農業経営を取り巻く経済・社会環境の変化もあって、その緩和を求める声が出始め、農林水産省「新しい食料・農業・農村政策の方向（平成4年6月農林水産省）」の策定を契機に、株式会社による土地利用型農業経営の是非に関する議論が本格化した。この論争の要点については、「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」の基礎となった「食料・農業・農村基本問題調査会答申（平成10年9月）」に整理されている。当答申では、株式会社による土地利用型農業経営の懸念事項の一つとして、「周辺の家族農業経営と調和した経営が行われず、集団的な活動により成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある」ことを挙げている。

上記の懸念は「水管理・土地利用」を取り上げていることから、水田農業が

念頭にあったものと推測される。しかし、水田農業地域においては、水や土地だけでなく、労働力、機械といった経営資源全体が、集团的農地管理や作業受委託、および機械の共同利用といった形で農業経営体間の協力のもとで利活用されてきている。いいかえれば、地域全体として農地や農業生産を維持、発展していくための経営資源の補完、連携の仕組みやルールが存在しているといっている。すでに農業経営として定着しつつある企業について、その意義や影響を考えるためには、水田農業地域における企業と周囲の経営体との補完、連携の関係について分析を行うことが不可欠と考えられる<sup>1)</sup>。

そこで以下では、日本政策金融公庫（2012）において、農業へ参入した企業のうち水稻を栽培品目として選んでいる割合が比較的高いと指摘されている建設業に着目しつつ、企業参入の現状および関連する先行研究を確認していくことにする。

## 2) 企業参入の現状と先行研究

表1は、業種別の企業参入数とその割合を各農政局の公表資料をもとに整理したものである。およそどの農政局管内でも食品関連業、農業・畜産関連業、建設業の参入が50～70%を占めているが、地域により多少の違いがでていいる。最も特徴的な点は、関東の建設業による割合の小ささと、東北と北陸における建設業の割合の大きさである。

続いて、2018年3月時点で各県から公表されているデータを用いて、より個別的に企業参入の状況についてみてみたい。表2は、唯一共通して設けられている業種カテゴリーである建設業について、参入数と全体に占める割合を示したものである。山梨県に特徴的なように、関東農政局管内の平均と比較して建設業による参入の割合が高く、同じ管内といえども当然ながら県ごとに状況は多様であることがわかる。また、岩手県や島根県のように、参入の約半数が建設業による県があることも注目に値する。全国的には食品関連業による参入が多くなっているとはいえ、都道府県別にみれば建設業が企業参入の大部分を占める自治体が存在しているということである。

続いて、建設業による農業参入に関わるものと、企業と地域との関係について言及している先行研究を確認する。まず建設業に関する先行研究では、渋谷

表 1 各農政局管内における参入企業の業種別内訳

単位：件、括弧内は%

|      | 食品関連          | 農業・畜産         | 建設業           | 製造業         | 卸売・小売業      | NPO          | 教育・医療・福祉    | その他           | 合計            |
|------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------------|-------------|---------------|---------------|
| 東北   | 67<br>(22.7)  | 60<br>(20.3)  | 67<br>(22.7)  | 6<br>(2.0)  | 20<br>(6.8) | 14<br>(4.7)  | 8<br>(2.7)  | 53<br>(18.0)  | 295<br>(100)  |
| 関東   | 161<br>(25.4) | 149<br>(23.5) | 40<br>(6.3)   | 25<br>(3.9) | 29<br>(4.6) | 67<br>(10.6) | 31<br>(4.9) | 132<br>(20.8) | 634<br>(100)  |
| 北陸   | 27<br>(23.1)  | 17<br>(14.5)  | 35<br>(30.0)  | -           | -           | -            | -           | 38<br>(32.5)  | 117<br>(100)  |
| 東海   | 44<br>(18.5)  | 49<br>(20.6)  | 37<br>(15.5)  | 17<br>(7.1) | 15<br>(6.3) | 19<br>(8.0)  | -           | 57<br>(23.9)  | 238<br>(100)  |
| 中国四国 | 97<br>(20.5)  | 69<br>(14.6)  | 72<br>(15.2)  | 26<br>(5.5) | 26<br>(5.5) | 43<br>(9.1)  | 47<br>(9.9) | 94<br>(19.8)  | 474<br>(100)  |
| 九州   | 42<br>(19.0)  | 64<br>(29.0)  | 26<br>(11.8)  | 4<br>(1.8)  | 9<br>(4.1)  | 17<br>(7.7)  | 5<br>(2.3)  | 54<br>(24.4)  | 221<br>(100)  |
| 合計   | 438<br>(22.1) | 408<br>(20.6) | 277<br>(14.0) | 78<br>(3.9) | 99<br>(5.0) | 160<br>(8.1) | 91<br>(4.6) | 428<br>(21.6) | 1979<br>(100) |

出所：各農政局公表資料より作成。

注1：北海道農政事務所、近畿農政局、沖縄総合事務局は業種別参入数を公表していない。

注2：各農政局で分類されていた業種カテゴリーは必ずしも一致していなかったため、作成者の判断で集計し直して統一した。

注3：東北農政局は2016年12月末時点、九州農政局は2015年12月末時点に集計されたデータであり、その他については2016年度の各農政局『食料・農業・農村情勢報告』に記載されているデータを利用している。

表 2 各県の企業参入数と建設業の割合

| 管轄する農政局 | 県名  | 合計(件) | 建設業(件) | 割合(%) | 集計時期     |
|---------|-----|-------|--------|-------|----------|
| 東北      | 岩手県 | 96    | 44     | 45.8  | 2015年3月  |
|         | 埼玉県 | 71    | 3      | 4.2   | 2014年3月  |
| 関東      | 山梨県 | 105   | 27     | 25.7  | 2015年    |
|         | 長野県 | 135   | 10     | 7.4   | 2017年1月  |
|         | 静岡県 | 124   | 16     | 12.9  | 2013年12月 |
| 中国四国    | 島根県 | 102   | 55     | 53.9  | 2017年3月  |
|         | 香川県 | 48    | 15     | 31.3  | 2016年3月  |
| 九州      | 大分県 | 213   | 61     | 28.6  | 2015年    |

出所：各県公表資料および大分県提供資料より作成。

注：企業参入数は各県が独自で集計したものであり、分類されている業種カテゴリーが異なっているだけでなく、植物工場や作業受託のみ行う場合を参入数に含めるかといった集計方法も異なる可能性に留意する必要がある。

(2007) がアンケート調査によって建設業による参入の実態を整理しており、参入動機は大部分が「建設工事需要の減少」あるいは「減少する予測」であることを明らかにしている。また、佐伯・宮田(2011)では、建設業が農業部門

を立ち上げることによって、建設業と農業で就業の場を提供しあい、従業員が周年就業を実現している実態を明らかにしている。建設企業による農業参入の特徴とし

ては、販路の確保が特に困難な課題として指摘されるが、一方で渋谷（2009）では、生産設備の工事や耕作放棄地の復旧を自社で行うというように、建設業が有する機械や技術を活かしている事例も報告されている。まとめると、固有の参入目的や制約のもとで、不利性をいかに克服し、本業を生かした有利性をいかに発揮して農業経営を確立しているかという視点で研究がなされてきたといえよう。

地域との関係については、主に2つの観点から研究の蓄積がされつつある<sup>2)</sup>。一つは、経済活動の面における地域の農家や農協などとの関わりを指摘するもので、もう一つは、社会的側面に着目して地域との共生を志向する行動、あるいは地域で企業が経済活動を行っていくうえでの正当性を獲得するような行動を分析するものである。

前者としては、例えば石田（2011）や山本・竹山（2009）がある。石田（2011）では、食品関連企業が直営農場と農家との契約栽培を併用する事例を取り上げ、利用される見込みのなかった農地の借入による農地利用率の向上や契約栽培による農家の所得向上効果を指摘している。また、山本・竹山（2009）では、産業連関分析により、建設企業の参入と集出荷施設の整備を組み合わせたことで、参入と施設建設が個々に行われた場合と比較して地域経済の波及効果が大きくなることを明らかにしている。後者の観点を中心に据えて分析されたものとしては大仲（2013）があり、農業へ参入した土木建設企業が地元の地域振興活動において中心的な役割を果たしていることが論じられている。また、企業参入研究の一つの到達点といえる高橋・盛田（2013）では、多様な視点から企業と地域の連携による相互のメリットが明らかにされている。

以上に整理したとおり、先行研究によって企業参入に関してその実態が明らかにされつつある。しかし、それらの着目点は主として企業が農業経営として定着する過程や、農産物生産後の販売、流通過程の分析にある。農業経営として定着した企業と地域の担い手経営体との生産過程も含めた連携に関する研究の蓄積は未だ十分に行われていない。

### 3) 課題の設定と調査方法

以上から、本稿では、主に生産過程における補完、連携に視点を置きながら、企業と周囲の担い手との関係について実態を明らかにし、水田農業地域における企業の役割について考察する。また、併せて行政が果たしうる役割についても考察を加える。

本稿で取り上げる事例は、建設業からの参入による大規模な水田作経営X法人とその参入地域大分県Y市である。大分県は建設業による参入数が業種別に参入件数を確認できる都道府県の中では最も多い。また、九州の中でも主業農家率が低く、農業労働力の脆弱化が著しい地域でもある。そのため、参入企業が既存の担い手経営と補完、連携関係を築き、地域農業の維持においていかなる役割を果たしうるかを考察するうえでも適している<sup>3)</sup>。また、対象とする参入事例は2002年という比較的早い時期に参入した事例であり、市内の担い手経営体として既に経営を確立しているため、調査対象として適している。経営類型を水田作にした理由は、既述したように株式会社による農業経営に関する議論の中で念頭に置かれているのが水田農業であることに加えて、日本において水田地帯における農業の維持が特に困難な状況にあること、また収益性を高めるためには一定の規模拡大を図る必要があり、地域における企業の影響力が必然的に大きくなると考えられるためである。

調査は関係主体への聞き取りにより行い、X法人社長、Y市の農政担当者、土地改良区事務局員、農業協同組合支所職員、その他市内の集落営農法人や個別経営体それぞれの代表者らを対象とした。

調査期間は2017年11月28日～29日、12月18日～20日、2018年1月15日～17日、3月7日～8日、3月19日～20日である。

## 3. 調査対象地域と参入企業の概要

### 1) 地域農業の概要

Y市は耕地面積の6割を水田が占め、沿岸の大規模な干拓地においてネギを栽培する畑が存在しているが、内陸部は水田作が中心となっている。農家数は1,654戸、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は215戸（全農家数の13%）で

基幹的農業従事者の平均年齢は66.6歳である。一方で、地域全体の経営耕地面積は2005年から2015年までに5%減少しているが、経営耕地面積規模が10ha以上の経営体だけで全経営耕地面積の30.4%を占めるに至っているように、農地の集積も進行している（2015年農林業センサス）。

農協の主食用米集荷率は2016年度で19%となっている（2017年度大分県農業協同組合総代会資料）。1990年頃までは主食用米の集荷率は80%ほどあったが、乾燥調製作業が間に合わず、当時の大規模な農家に対してミニライスセンターをつくり各自で乾燥調製作業を行うことを勧めた。結果として、現在では市内で5軒のミニライスセンター（うち1軒はX法人）が稼働しており、業者によるライスセンターへの直接買い付けなどの影響から農協の集荷率は先述の水準まで低下している。また、市内では近年飼料用米の作付面積が拡大傾向にあるが、乾燥調製は上述したミニライスセンターが引き受ける体制が市の指導のもと整えられており、集荷した飼料用米はそれぞれのライスセンターが実需者へ販売する体制となっている。

## 2) 企業の経営展開

### (1) 経営の概要

X法人は、親会社である土木建設企業が公共事業の減少をうけて2002年に設立した農業生産法人である。親会社である土木建設企業は、最大で15人前後を常時雇い入れており、売上高も数億円規模の水準にあった。しかし、公共事業の減少が予想されてくる中で、親会社の出資によって測量会社や小規模土木会社を立ち上げるなど事業の多角化も進めていたが、事業量を維持することは困難になり、売上高および従業員数は減少傾向にある<sup>4)</sup>。

上述のような事業多角化の一つとして設立されたのがX法人であるが、本業とは対照的に売上高および従業員数は増加傾向にある。2015年における経営耕地面積は43.6ha、作付品目は主食用米、飼料用米、麦、大豆、小ネギ、タマネギで、労働力は社長の他に常時雇用者が4名、外国人技能実習生が2名である。また、水稻の田植えと稲刈り作業をそれぞれ1.9ha、2.0ha受託している。

機械はトラクター4台（50ps、40ps、23ps、21ps）、田植え機（8条）、コンバイン（6条）に加えて、麦、大豆、タマネギに必要な機械は大豆収穫用コン

バインを除いて一式揃えている。

主食用米と飼料用米の乾燥調製は自社のミニライスセンターで行い、主食用米はインターネットを利用した消費者への直接販売も行っている。飼料用米は畜産業者2社と契約を結んでおり、そのほか育苗業務も行っている。

## (2) 農地の集積

X法人はY市内でも最も大規模な経営の一つであるが、圃場は11の地区に分散している。そのうちX法人が最も大きな面積を耕作しているZ地区の経営耕地面積は2016年には24haに達しており、経営耕地面積全体のおよそ50%を占めている。以下に、Z地区における現在までの規模拡大過程を整理する。

Z地区では1993年から2001年にかけて、隣接する地区と併せて受益面積78.5haの担い手育成型は場整備事業を行っている。しかしながら、事業完了時のZ地区における比較的大規模な農家は2ha～7haの耕作を行う4戸に限られており、このうちの3戸は稲ワラの自給を目的に水田作を行っていた畜産農家であった。これらの畜産農家は積極的に農地を集積していく意向が強くなかったため、補助事業の要件である担い手への集積が困難な状況となっており、事業費の農家負担率が大きくなりかねない事態にあった。

X法人が設立された2002年はそのような時機であり、X法人の親会社の会長がZ地区の畜産農家と知人関係にあったこともあって、2005年にはZ地区で8.8haの農地を借り受けている<sup>5)</sup>。同年にはX法人は認定農業者となるとともに、Z地区において特定農業法人に指定されている。その後Z地区における経営面積は横ばいで推移するが、他の担い手農家が水田作を続けられなくなったことにより、2012年以降再び農地を集積することで現在の経営面積に至っている(表3)。

## (3) 労働力と機械

X法人の設立当初は、現在の社長も含めて労働力の大部分を建設業から融通

表3 X法人の経営耕地面積の推移

|            | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| ①経営面積(ha)  | 4.5  | 9.5  | 24.4 | 35.2 | 39.4 | 41.0 | 41.0 | 40.9 | 39.9 | 40.2 | 40.6 | 40.7 | 43.6 | 50.7 |
| ②Z地区面積(ha) | 0.0  | 0.7  | 8.8  | 11.5 | 12.2 | 12.2 | 12.2 | 12.3 | 12.3 | 13.2 | 14.8 | 15.0 | 17.3 | 24.4 |
| ③=②/①(%)   | 0.0  | 7.4  | 36.1 | 32.7 | 31.0 | 29.8 | 29.8 | 30.1 | 30.8 | 32.8 | 36.5 | 36.9 | 39.7 | 48.1 |

出所：X法人提供資料より作成。

することで対応しており、X法人として新たに雇用したのは1名だけであった。また、田植えや稲刈りには毎年同じ農家の経営主2名に作業委託を行っていた。この作業委託農家や兼業農家の従業員の存在により、農作業に関して技術的な問題はなかった<sup>6)</sup>。

先述のとおり2015年時点でX法人には常時雇用者が4名いるが、公共職業安定所（ハローワーク）と知人の紹介によって雇用をしている。現在ではX法人の従業員が増加した一方で、建設業従業員による農作業従事はライスセンターの乾燥調製作業のみとなっている。このライスセンター業務についても、建設業からの手伝いだけでは足りず、手の空いている地元農家の世帯員などを臨時に雇用している。しかしながら、2017年はこの臨時に雇える人材を確保することが困難になり、市内の集落営農組織Aの構成員を雇用している。

また、X法人では作業に必要な機械は一式揃えてきたが、2006年から作付けを開始した大豆の収穫に関しては現在に至るまで市内の他の経営体に作業を委託していた。ところが、2017年にはそれまで作業委託をしていた集落営農組織Bが委託を受けられなくなり、代わりに当組織の汎用コンバインを貸借することで対応していた。続く節で、これらの連携の詳細をみていく。

#### 4. 企業と周囲の担い手との連携および行政の役割

##### 1) 農繁期の労働力に関する集落営農組織Aとの連携

先述の通り、X法人は秋に忙しくなるライスセンター業務において、地元の農家から毎年2、3名を臨時に雇用することで局所的に発生する労働力需要を充足していた。このライスセンター業務は作業日や作業日数が直前になるまで判明せず、毎年作業時期が近付いたときにその都度人材を探していた。しかし、2017年にはその人材をなかなか確保することができず、作業計画に苦慮していた。そこで、市内の集落営農組織であるAの組合長に臨時で雇用可能な人材がいなか相談した結果として、組合長を含むAの組合員計6名が、一日当たり2名で約10日間にわたって作業に従事している。

後述するように、X法人は元々大豆の刈取り作業を集落営農組織Aに委託をしていたため関係が全くなかったわけではないが、当時はAの組合長も異

なっており、X法人社長と現A組合長は顔見知り程度の関係であった。しかし、2012年にY市が主導して「集落営農法人会Y支部」を立ち上げたことをきっかけに、顔を合わして交流する機会が増えていった。

両法人が最初に互いの経済活動に関わるようになったのは、2017年9月末に集落営農組織AがX法人に草刈り作業を委託したことによる。Aでは青汁用の大麦若葉を栽培しているが、無農薬で栽培していることもあり、播種前の約50aの圃場に雑草が繁茂していた。Aは近年経営が厳しく、対売上比で約85%に及ぶ人件費が大きな負担となり2017年度の当期純利益がマイナスになっている。つまり、経営状況を理解していた組合長としては人件費削減のための工夫をする必要があった。そこで、X法人が草刈り用の大型用具を所有していることを知っていたA組合長がX法人社長へ電話で相談したところ、その日のうちに従業員を派遣して作業を終わらせている。このことにより、Aとしては組合員を集めるよりも除草作業の費用を低く抑えることができている<sup>7)</sup>。

このような事前の連携もあり、X法人は集落営農組織Aへライスセンター業務への労働力提供を依頼し、Aとしても承諾をした形となった。Aでは、組織内における作業への出役は自由参加で行っており、そのうえで2017年度においては組合員45名中20名が何らかの作業に出役している<sup>8)</sup>。組合員にとっては作業への出役は所得獲得の機会としての位置づけもあり、X法人のライスセンター業務への従事にも抵抗はなかったと考えられる<sup>9)</sup>。

## 2) 大豆収穫機械に関する集落営農組織Bとの連携

X法人は2006年から大豆の作付けを開始しているが、自社で収穫用機械は購入せず、市を介して既出の集落営農組織Aに収穫作業を委託していた<sup>10)</sup>。その後、後述する経緯で2015年産の大豆から収穫作業を同じ市内にある集落営農組織Bが受託するようになってきているが、2017年にはBのオペレーターの事情で作業受託が難しくなった。結果として、2017年産の大豆に関してはBが所有する汎用コンバインをX法人に貸し出し、X法人が自社の従業員に収穫作業を行わせている。

連携のきっかけは、X法人が集落営農組織Bの主食用米の育苗を行うようになったことによる。Bでは主食用米の新品種の導入を考えていたが、農協では

取り扱っていない品種であったため、育苗事業を行っていたX法人に対して、先の「集落営農法人会Y支部」における集まりの場などで話を持ち掛けていた。元々苗の販売もしていたX法人はBの依頼を引き受け、逆にX法人は大豆の収穫作業受託をBに依頼している。

また、2016年から集落営農組織Bは飼料用米の生産を開始するが、その際の乾燥調製および出荷の仲介を担ったのもX法人である。先述した通り、Y市では各農家が栽培した飼料用米は民間のミニライスセンターにおいて乾燥調製され、各ライスセンターがもつ契約先に出荷される。市内で生産される飼料用米の大口実需者は畜産業者3社と農協系統流通の計4つあるが、このうち畜産業者1社はX法人が開拓した販路である。飼料用米生産が拡大するにつれて供給が過剰気味になり、畜産業者の契約に入らなかった数量分は農協系列に回るが、農協出荷の場合の生産者の手取りは畜産業者への出荷と比べて1キロ当たり10円以上低くなっている。BとしてはX法人が有する販路にのることができたことで、比較的高い価格で飼料用米を販売することができているのである。

こうした関係のもとで、2017年は機械の貸借が実現している。農業経営間の農業機械の貸借は所有者にとってリスクを伴うため一般的に行われることが困難であるが、集落営農組織BはX法人の従業員の機械操作能力の高さを認めており、貸し出しを行うことにしたのである。このことにより、X法人は例年通り大豆の収穫作業を行うことが可能となっている。

### 3) 担い手の連携に関する行政の役割

以上、企業と地域の担い手組織との関係について明らかにしてきたが、これらの連携の基礎にあるのは「集落営農法人会Y支部」における経営間の交流である。この組織は、2012年に県が法人の発展を図ることを目的として県全域を範囲として「集落営農法人会」を立ち上げたことに合わせて、Y市が独自に「集落営農法人会Y支部」（以下、Y支部）を立ち上げたことが始まりである。

このY支部は、県の法人会への役員選出を行いやすくする便宜的な意図もあったが、地域の担い手間で連携を図っていく必要があると考えていた農政担当者が主導して設立したものである。その意図から、県の法人会が任意加入であったのに対し、Y支部に関しては市内に13ある集落営農法人すべてに加入し

ってもらうことで、市内の集落営農法人が一堂に会する場をつくりあげている。なお、X法人は集落営農組織でない法人として唯一の会員であるが、初代のY支部会長を務めている<sup>11)</sup>。

Y支部の具体的な活動は、年に約3回行われる勉強会が中心であり、機械利用の融通や共同購買の検討などを行っている。また、2014年にはX法人と集落営農組織Aを含む5法人が畦畔管理部会を立ち上げ、県の補助事業を活用してセンチピードグラス<sup>12)</sup>の吹付機を導入している。この畦畔管理部会の部会長は当初からA組合長が務めており、2017年は部会外からの受託も含めて1.6haに種子の吹き付けを行っている。また、Y市を担当する普及指導員の企画により、県内大学から講師を招いたワークショップを2017年4月から行っている。このワークショップでは、経営戦略策定手法を援用した議論を行い、最終的には新たな連携を図ることを目標に活動している。2018年3月までに計3回実施されているが、基本的に13法人すべてが参加している。なお、重要な点は、行政は事務局として話し合いの機会の提供や企画運営を担っているものの、議論を先導することはしていないということである。

## 5. 考 察

以上で明らかにしてきた企業と担い手経営間の補完、連携関係の実態から、最後に地域農業における企業と行政の役割について考察を行う。

本事例で取り上げたX法人は親会社の建設企業が設立し、現在では50haに達する経営を行う大規模水田経営である。当法人はライスセンターや育苗事業を手掛けつつ、機械設備へ投資を行い、飼料用米の販路の拡大も行っている。このような活発な経済活動を行う中で獲得した経営資源や販路は、周囲の経営体へも積極的に提供されており、一方でそれらの関係の中から活用しうる資源に敏感に反応して掘り起こしていく様子を窺うことができる。

この企業の収益性を向上させていく推進力と周囲と積極的に経済取引を行っていく機敏さをさらに引き出しているのが、市が主導して立ち上げたY支部である。連携を図っていくことを意識して法人の代表者が会するY支部の活動には、経営間の交流を活発化させる機能が働いている。

以上のことは、次のように整理できる。個別の企業や集落営農組織は各々の成り立ちの違いによって、機械や労働力などの保有状況が異なるが、それらの経営資源を融通しあうことによって互いに経営を補完することが可能である。しかし、そのように地域に賦存する経営資源が全体として効率的に利用されていくためには、情報収集や信頼構築の契機となる場が求められる。この場の一つとして、Y市の農政担当者が主導して立ち上げたY支部を位置づけることができるが、この時点ではまだ経営資源が相互に利用される可能性が高められたにすぎず、実際に経営体同士の連携が行われていくかどうかは各経営体次第である。この点で、先に考察した利用可能な資源に対する企業の感度の高さや機敏性がその実現可能性を高めていると考えられる。つまり行政のような地域の主体がつくりだした連携を促す場の機能を現実に働かせ、自生的な連携を通じて地域農業を発展させていく駆動力のような役割を企業が担うことが、期待されるのである。

なお、本稿の分析および考察は単一の事例調査にもとづいて行っており、一般化のためには他の多くの事例の考察が必要である。また、企業に特徴的な行動が存在することを示唆する考察を行ったが、それらの行動が、例えば地元農家が設立した雇用労働力を有する法人経営体とどの程度異なり際立っているのか、という点に関して検証するには至っておらず、試論の域を出ない<sup>13)</sup>。まずは実態調査に基づいて企業と集落営農組織および行政の関係性の構造を描き出したことを本稿の成果としつつ、ここでの主張に対して批判的な姿勢でさらに事例研究を重ねていくことで、地域農業における企業の存在の一般的な特徴を見極めていく必要があると考える。

## 註

- 1) なお、周囲の家族経営との不調和について検討した文献として槇平・大仲（2013）があるが、結論として喫緊の問題として現れてはいないとしている。
- 2) 近年の事例研究を十分に網羅できていないという意味でやや古いが、大仲（2013）に農地制度の改正に伴う議論や、農業構造や新規参入に関する研究も合わせた包括的なレビューがある。
- 3) 農業の衰退が指摘され、かつ企業参入の盛んな地域として大分県を取り上げている研究として後藤（2015）や堀田・新開（2016）がある。

- 4) 佐伯・宮田（前掲）は、当該事例において建設業従業員が農作業を行うことで周年就業を実現している実態を明らかにしている。
- 5) X法人は参入当初、社員の知り合いのつてやチラシの配布によって農地を借り受けることで規模の拡大を図っていた。
- 6) 地元農家への作業委託の詳細に関しては佐伯・宮田（前掲）参照。当該農家はX法人が設立される以前から建設業で臨時雇用をしていた経緯があり、農業参入時に技術的な困難が少なかったことは、このような独自の人間関係や社内の兼業農家の従業員の存在と併せて地場産業としての土木建設業ならではの特徴といえる。
- 7) 集落営農Aが設定している草刈り作業料金は、機械の組合員持ち寄りで1,000円/時間であるが、法人の作業は自由参加であることから、参加人数が多ければその分人件費が高くなる。
- 8) 集落営農Aの作業が多くの構成員によって行われている状況をX法人の社長は見かけたことがあり、繁忙期に手伝ってもらえないか以前から考えていたという。
- 9) 集落営農A内部で同等の作業を行う場合の作業料金は、X法人が自社で設定していた金額より高かったが、X法人の料金水準で作業に従事することをAは承諾している。
- 10) 1998年頃に市が独自の事業として作業受託制度をつくり、当事業や国の補助事業を利用して汎用コンバインを導入した集落営農法人に、市内の大豆収穫作業を請け負わせていた。この事業は、汎用コンバインを導入する経営が増加したことを背景に廃止した。
- 11) Y市では2000年頃に集落営農連絡協議会という組織を独自で立ち上げたが、諸事情あり活動は停止していた。この連絡協議会には、集落の担い手となる個別経営体も参加していたため、Z地区の特定農業法人に指定されたX法人も会員となっていた。そのような経緯もあり、X法人は法人会Y支部の会員にもなっている。
- 12) 芝の一種で、畦畔に種子を吹き付けることで雑草の発生を抑えることができる。
- 13) 南石・土田ら（2011）では、農外企業か家族経営かの出自を問わず、「企業経営」という概念をもとに、それが地域農業でどのような存在になりうるかを考察している。また、竹内・南石（2011）では、まず「企業農業経営」という概念を念頭に置いたうえで、そのなかでも家族経営と農外企業などのルーツの違いが経営展開にどのように相関をもつかを論じることに試みており、参考にすべき点を多く有している。

## 引用文献

- 石田一喜（2011）「企業参入が地域農業に与える影響」、『農業研究』（日本農業研究所研究報告）、第24号、pp. 227-260
- 大仲克俊（2013）『一般企業の農業参入・農業経営への参画の意義と課題』、農政調査委員会
- 後藤拓也（2015）「企業による農業参入の展開とその地域的影響—大分県を事例に—」『経済地理学年報』、第61巻、pp. 51-70
- 佐伯洋輔・宮田剛志（2011）「建設業による水田農業への参入と周年就業の実現：大分県北部地域の事例分析より」『農業経営研究』、第49巻第2号、pp. 93-98
- 渋谷往男（2007）「地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題」『農業経営研究』、第45巻第2号、pp. 23-34
- 渋谷往男（2009）「地域中小建設業の農業参入における業種特性と営農形態についての考察—経営資源活用と耕作放棄地解消の視点から—」『農業経営研究』、第47巻第1号、pp. 88-93
- 高橋正郎・盛田清秀（2013）『農業経営への異業種参入とその意義』、農林統計協会

- 竹内重吉・南石晃明（2011）「企業農業経営の現状と特徴－文献レビューによる分析－」『次世代土地利用型農業と企業経営－家族経営の発展と企業参入－』、養賢堂
- 南石晃明・土田志郎・木南章・木村伸男（2011）『次世代土地利用型農業と企業経営－家族経営の発展と企業参入－』、養賢堂
- 日本政策金融公庫（2012）「企業の農業参入に関する調査結果（詳細版）」  
[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics\\_120220\\_2.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/topics_120220_2.pdf)
- 堀田和彦・新開章司（2016）『企業の農業参入による地方創生の可能性－大分県を事例に』、農林統計出版
- 槇平龍宏・大仲克俊（2013）「企業の農業参入と地域農業との調和の課題」『農業経営への異業種参入とその意義』、農林統計協会
- 山本善久・竹山孝治（2009）「地域農業戦略の視点からみた農業への企業参入と地域農業施策との連携効果」『農業経営研究』、第47巻第1号、pp. 94-99

## 付 記

本報告における調査は、公益財団法人日本農業研究所の2017年度人文・社会科学系若手研究者助成事業の助成を受けて行われたものである。本稿は、一部を抜粋および再構成したうえで学術誌へ投稿するとともに、博士学位請求論文の一部を成す予定である。

